

令和2年7月

大治町農業委員会
総会議事録

大 治 町 農 業 委 員 会

大治町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 2年7月20日(月)
午前10時00分～午前11時30分
- 2 開催場所 大治町役場 第3会議室
- 3 出席者 11名
- 4 欠席委員 1名 ⑫ 鈴木夕子
- 5 議事日程

①	若山善之	②	吉田慎司	③	成田照幸	④	鈴木俊明
⑤	安井宗一	⑥	石川 隆	⑦	立松 稔	⑧	八神一朗
⑨	丹羽真弓	⑩	前田幹雄	⑪	浅井 博	⑫	

- 第1 議案第 3号 会長及び会長職務代理者の選出について
- 第2 議案第 4号 委員の議席番号について
- 第3 議案第 5号 委員の担当地域について
- 第4 議事録署名委員の指名
- 第5 議案第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の
専決処理について

報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 6 農業委員会事務局職員
事務局長 鈴木昌樹
事務局 水野 学
長谷川隼人
- 7 会議の概要

発言者	内容
事務局長	それでは、定刻となりましたので、農業委員会を開催いたします。 本日は、第1回目の農業委員会ということで、新しい委員の方もお見えですので、まず事務局の自己紹介をさせていただきます。

事務局	<p>(事務局紹介)</p> <p>続きまして、恐縮でございますが、若山善之委員から順番に自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(順番に紹介)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、これから議事に入らせていただきます。</p> <p>事務局担当より進行を進めさせていただきます。</p> <p>それでは進行を進めさせていただきます。</p> <p>まず、「大治町農業委員会会議規則」第4条に会議の議長は会長がおこなうこととなっております。しかし今期はまだ会長が決まっておりません。会長が選任されるまでの間、議事の進行をしていただく方をどのように決めさせていただいたらよろしいでしょうか。</p>
立松委員	<p>「事務局一任ということでしょうか。」</p>
事務局	<p>事務局一任という声がございましたので、議事の進行を前会長職務代理者であります若山善之委員にお願いしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>賛成多数でありますので、仮議長を若山委員にお願いします。若山委員につきましては、議長席へ移動をお願いします。</p>
仮議長	<p>ただいま指名を受けました若山です。仮議長ということで議事の進行をさせていただきますのでどうぞよろしくをお願いします。</p> <p>それでは議事に移らせていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員数は11名で定足数に達していますので、令和2年7月の大治町農業委員会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議案第3号「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、選出につきましては皆さんの同意があれば皆さん方から推薦していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

事務局	<p>異議なしとの声が上がりましたので、会長及び会長職務代理者について、推薦を頂きたいと思います。</p>
立松委員	<p>前期までの経験を踏まえて、会長は若山善之さん、会長職務代理者は職歴が長い吉田慎司さんをお願いしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>他、意見はございませんか。 ただいま、会長に若山善之さん、会長代理に吉田慎司さんとの声があがりましたが、いかがでしょうか。 それでは、仮議長、採決をお願いします。</p>
仮議長	<p>はい。では採決いたします。 賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数) ありがとうございます。賛成多数で、会長は私、若山善之、会長職務代理者には、吉田慎司委員と決まりました。</p>
事務局	<p>それでは、ここで会長、会長職務代理者は席の移動をお願いします。 会議の途中ではありますが、ここで若山会長と吉田会長職務代理よりご挨拶いただきたいと思います。 では、会長をお願いします。 (会長挨拶) 続いて、会長職務代理をお願いします。 (会長職務代理挨拶) ありがとうございました。 今後の議事につきましては会長の取り回しにより進行させていただきますので、お願いします。</p>
会長	<p>それでは引続き議事を進めます。日程第2、議案第4号「委員の議席番号について」を議題とします。 委員の議席番号については、大治町農業委員会会議規則第8条の規定により、委員の議席は会長が定めることになっていますので、議席を指定します。 それではここで暫時休憩といたします。</p>

<p>会長</p>	<p>(休憩)</p> <p>それでは引続き会議を開きます。では、議席を順次読み上げます。 1 番 若山善之委員、2 番 吉田慎司委員、3 番 成田照幸委員、 4 番 鈴木俊明委員、5 番 安井宗一委員、6 番 石川 隆委員、 7 番 立松 稔委員、8 番 八神一朗委員、9 番 丹羽真弓委員、 10 番 前田幹雄委員、11 番 浅井 博委員、12 番 鈴木夕子委員でございます。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第5号「委員の担当区域について」を議題とします。 事務局をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、委員の担当区域についてですが、参考に前期の担当区域についてご説明させていただきます。</p> <p>西條地区：1人、中島・花常・福勢地区：1人、三本木地区：2人 砂子地区：1人、鎌須賀地区：1人、ハツ屋地区：1人、長牧地区：1人、東條地区：1人、北間島地区：2人、馬島・堀之内地区：1人 計12人</p> <p>今期につきましても委員の人数に変更はありません。</p> <p>どの地区に何人という決まりはございませんが、農地転用や納税猶予等で現場確認をお願いする場合がございますので、活動できる区域にしたいと思います。</p> <p>では、どのように決めるかにつきましては委員の皆さんに諮りたいと思いますがいかがいたしましょうか。</p> <p>(意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>事務局として担当区域について案はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より案をとのことですが、事務局としては、いまお住いの地域という事で、若山会長：三本木、吉田会長職務代理：中島・花常・福勢、成田委員：ハツ屋、鈴木俊明委員：馬島・堀之内、安井委員：東條、石川委員：長牧、立松委員：鎌須賀、八神委員：砂子、丹羽委員：長牧、前田委員：北間島、浅井委員：西條、鈴木夕子委員：西條という事でいかがでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より案がありましたが、賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>

事務局	<p>それでは、事務局の案のとおり決定させていただきます。</p> <p>続きまして、日程第4、「会議録署名委員の指名」について2番吉田慎司委員、3番成田照幸委員を指名しますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、日程第5に入ります。次第に基づき進めさせていただきます。</p> <p>議案第6号、報告第14号、報告15号を一括として議題とし、事務局より議案及び報告の朗読説明を求めます。</p> <p>説明いたします。本日は、相続税の納税猶予に関する適格者証明1件、5条8件、18条1件です。</p> <p>議案第6号相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明します。</p> <p>番号1、 受付年月日 令和2年7月9日、相続人 ****、被相続人 ****、土地の所在 北間島宮東***番、地目 田、地積 500㎡、土地の所在 北間島大道***番、地目 畑、地積 500㎡、土地の所在 北間島大道***番、地目 畑、地積 500㎡、です。</p> <p>申請地の現場確認を行ったところ、農地として良好な状態で管理されていました。</p> <p>以上のことから、申請者は申請地を農地として適切に管理しており、問題はないと判断できますが、一度ご審議頂きますようお願いいたします。</p> <p>次に、報告第14号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について説明いたします。</p> <p>番号1、 受付年月日 令和2年6月12日、処理年月日 令和2年6月22日、権利の別 所有権、土地の所在 鎌須賀郷前***番、地目 山林ですが、現況は畑です。地積 273㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、住宅建築予定です。</p> <p>現況については、東は道路、西は果樹園、南は畑、北は駐車場です。</p>
-----	--

番号2、

受付年月日 令和2年6月16日、処理年月日 令和2年6月25日、権利の別 所有権、土地の所在 西條弥勒***番*、地目 畑、地積 209㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、住宅建築予定です。

現況については、東は畑、西と南は宅地、北は道路です。

番号3、

受付年月日 令和2年6月16日、処理年月日 令和2年6月25日、権利の別 所有権、土地の所在 西條弥勒**番、地目 畑、地積 147㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、住宅建築予定です。

現況については、東と西は畑、南は宅地、北は道路です。

番号4、

受付年月日 令和2年6月16日、処理年月日 令和2年6月25日、権利の別 所有権、土地の所在 西條弥勒***番、地目 畑、地積 104㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、住宅建築予定です。

現況については、東と南は宅地、西は畑、北は道路です。

番号5、

受付年月日 令和2年6月25日、処理年月日 令和2年7月2日、権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋山畔***番、地目 田、地積 349㎡、譲渡人 ****、****、****、譲受人 ****、住宅建築予定です。

現況については、東は畑、西は道路、南は畑、北は宅地です。

番号6、

受付年月日 令和2年6月30日、処理年月日 令和2年7月9日、権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋裏畑***番*、地目 田、地積 184㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、資材置場です。

現況については、東は道路、西は道路、南は田、北は道路です。

	<p>番号7、 受付年月日 令和2年6月30日、処理年月日 令和2年7月9日、 権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋東田面***番、地目 田、 地積 120㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、資材置場 です。 現況については、東は道路、西は水路、南は田、北は田です。</p> <p>番号8、 受付年月日 令和2年6月30日、処理年月日 令和2年7月9日、 権利の別 所有権、土地の所在 ハツ屋西田面***番*、地目 田、 地積 266㎡、譲渡人 ****、譲受人 (株)****、宅地分譲 です。 現況については、東は宅地、西は道路、南と北は畑です。</p> <p>続いて、報告第15号農地法第18条第6項の規定による通知書 について説明いたします。</p> <p>番号1、 受付年月日 令和2年7月6日、土地の所在 鎌須賀茶屋***番 *、地目 畑、地積 265㎡、賃貸人 ****、借借人 ****、 解約の種別については 合意解約、通知の事由については借借人か らの申し出のためとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>ただ今、事務局より議案及び報告の説明がありました。質疑及び 意見のある方の発言を許可します。 (質疑なし)</p>
会長	<p>他に質疑及び意見もないようですので、議案第6号相続税の納税 猶予に関する適格者証明について採決したいと思います。原案どお り認めることに賛成の方の挙手をお願いします。 (挙手全員)</p>
会長	<p>挙手全員であります。 よって、議案第6号については、承認するものとします。</p>

事務局	<p>以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重審議を賜りありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。</p> <p>連絡事項の説明を事務局に求めます。</p> <p>その他連絡事項でございますが、次回の総会は8月25日を予定しております。その際、7月分の農業委員活動記録簿を持参頂きますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
-----	---

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

(議 長)

若山 善之

(委 員)

吉田 慎司

(委 員)

成田 照幸